

議案第 1 号 追加参考資料

特例軽減見直しによる高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金等の影響

令和 3 年度以降、国の低所得者向けの軽減措置 7.75 割軽減が本則どおり 7 割軽減となります。

特例軽減対象者数等（令和 2 年度確定賦課時点実績）

軽減区分	対象者数	影響額	1 人あたり影響額
低所得者 均等割軽減 (7.75 割軽減⇒7 割軽減)	161,440 人	505,307,200 円	3,130 円

※ 交付金額は年度途中の実績に基づいて決定され、翌年度の実績報告により精算される。

高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金当初予算計上額

年度	軽減区分	予算額	対象者数
令和 2 年度	低所得者 均等割軽減 (7.75 割軽減)	511,485,820 円	163,414 人
令和 3 年度	—	0 円	—

議案第2号 追加参考資料

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に係る県内実施団体について

令和2年度実施団体数 22団体（14市、8町）

○14市

さいたま市	秩父市	所沢市	飯能市
加須市	鴻巣市	入間市	志木市
和光市	新座市	富士見市	鶴ヶ島市
日高市	ふじみ野市		

○8町

毛呂山町	鳩山町	横瀬町	皆野町
長瀨町	小鹿野町	美里町	神川町

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施は、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、後期高齢者に対する保健事業について、市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるようにした取り組みです。